

別紙

公開概要書

受付日	令和5年5月24日	回答日	令和5年6月2日	担当課	税務課
意見等の内容	<p>先日郵便はがきで送られてきた。内容を確認したところ、「納税通知」が明確に確認できない。標識番号の記載、固定資産税の通知書のように発付年月日、「島根県益田市 長 山本 浩章 角印」がなかった。</p> <p>このことは、法律に基づいた納税通知とは理解できず、今後、未納者に対して、督促状の発付、滞納処分は出来ないと思われる。</p> <p>それから、領収証書には、標識番号の記載がないので、納税証明書を切り離した場合は、大変なことになってしまう。</p>				
回答の内容	<p>現行のはがきタイプによる軽自動車税（種別割）納税通知書兼納付書については、郵券料の削減や発送業務の効率化を重視し、見直しを行い作成してきた経緯があります。</p> <p>地方税法第1条第1項第6号では、賦課徴収に関する納税通知書の要件として、その賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納税者の住所及び氏名、税率及び税額、納期などが規定されています。</p> <p>今回送付させていただいた軽自動車税（種別割）納税通知書兼納付書については、上記要件を満たしており、判例等からも有効な納税通知書であると認識しています。今後の滞納整理に必要な督促状の発付等につきましても、法に基づき公平、公正に進めて参ります。</p> <p>ご指摘いただいた内容につきましては、今後、固定資産税納税通知書と同様の記載項目とするため、様式の見直しを検討します。</p> <p>また、標識番号の記載についても、領収証書部分でも標識番号の確認が可能となるように変更を検討していきます。</p>				